

第 45 期

報 告 書

平成31年1月1日から令和元年12月31日まで

 株式会社倉元製作所

(提供書面)

事 業 報 告

（ 平成31年1月1日から
令和元年12月31日まで ）

1. 株式会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度（平成31年1月1日～令和元年12月31日）におけるわが国経済は、当面、一部に弱さが残るもの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される一方、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響等によるリスクがある状況で推移いたしました。

このような環境の中、経営改革施策によるコスト削減等の効果は現れてはいるものの、前年から引き続き受注が低迷したことから売上は低調に推移いたしました。

これらの結果、当事業年度の売上高は、1,227百万円（前期比19.2%減）に、営業損失は358百万円（前期は営業損失198百万円）に、経常損失は435百万円（前期は経常損失290百万円）に、当期純損失は1,081百万円（前期は当期純損失290百万円）となりました。② 企業の設備投資の状況

当事業年度は、製造設備への投資を中心に37百万円の投資を実施しました。主な内訳は、製造設備への投資18百万円、老朽化設備の更新7百万円であります。

③ 企業の資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第42期 (平成28年12月期)	第43期 (平成29年12月期)	第44期 (平成30年12月期)	第45期 (当事業年度) (令和元年12月期)
売上高 (百万円)	2,455	1,818	1,518	1,227
経常損失 (△) (百万円)	△674	△233	△290	△435
当期純損失 (△) (百万円)	△503	△216	△290	△1,081
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△31.18	△13.40	△18.02	△66.99
総資産 (百万円)	4,031	2,876	2,454	1,217
純資産 (百万円)	455	240	△55	△1,135
1株当たり純資産額 (円)	28.23	14.91	△3.43	△70.37

(注) 1株当たり当期純損失は期中平均自己株式を控除した期中平均株式数に基づき算出し、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づいて算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

連結子会社でありました株式会社倉元マシナリーの全株式を平成31年3月28日に譲渡いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社は、前事業年度までに5期連続で営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、前事業年度末において、55百万円の債務超過となりました。また、当事業年度においても、営業損失358百万円、経常損失435百万円、当期純損失1,081百万円を計上した結果、1,135百万円の債務超過となっております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を早急に解消し、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、令和元年12月25日付で、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」という。）の利用申請を行いました。そして、対象債権者たる取引金融機関との協議を進めながら、公平中立な立場にある一般社団法人事業再生実務家協会において選任された手続実施者により調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定し、令和2年3月30日の事業再生ADR手続に基づく事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）の総会において、対象債権者たるすべての取引金融機関より同意をいただき、同日付で事業再生ADR手続が成立いたしました。

当社は、当該事業再生計画に基づき、以下の施策を実施してまいります。

① スポンサーからの支援

イ. 資金調達（第三者割当による新株式の引受け）

当社は、ニューセンチュリー有限責任事業組合から総額700百万円の出資を受けることにより、資本の充実を図ります。当社は、この資金を設備投資、運転資金、金融債務の弁済の原資とし、当社の財務体質の抜本的な改善を図ります。

なお、上記700百万円の出資により発行する株式の内容、払込金の使途等の詳細については、「個別注記表（重要な後発事象）第三者割当による新株の発行」をご参照ください。

ロ. 役員の派遣

当社は、上記のスポンサーによる出資実行後、以下のとおり代表取締役はじめ4名の役員の派遣による組織面のご支援をいただきます。

代表取締役 時 慧 氏（ニューセンチュリーキャピタル株式会社代表取締役）

取締役 小峰 衛 氏（インターバルブテクノロジー株式会社代表取締役）

取締役 宮澤 浩二氏（株式会社DGテクノロジーズ技術顧問）

取締役 吳 征瑜氏（深圳諾康医疗设备股份有限公司（Novocare社）CEO）

② 事業上の施策

イ. 売上高の改善

営業力の強化、成膜・シリコンウェーハ再生事業の製品群増加・新規顧客獲得、技術力の強化、経営資源活用による新規事業の構築等を実施してまいります。

ロ. 収益力の改善

既存技術のブラッシュアップ・経営資源活用による新規案件（切断、研磨技術を活用した精密加工事業の新規市場への参入、成膜技術を活用した金属特殊コーティング事業への参入）の収益化、既存技術・設備の海外展開、中国法人である深圳諾康医疗设备股份有限公司（Shenzhen Novocare Medical Devices Inc.（Novocare社））との業務提携を軸としたスポンサーによる新規事業（医療支援機器・プラットフォーム）の構築に加え、原価低減・電力費削減・役員報酬カットなどの全社コスト削減を実施してまいります。

ハ. 企業力の向上

PDCAサイクルの確立、人事システムの運用見直しによる従業員のモチベーションとパフォーマンス向上、計画のモニタリング・プロジェクト管理の強化等を実施してまいります。

③金融機関による支援

イ. 債務の返済条件の変更

対象債権者たる取引金融機関7行より、既存借入金債務（総額2,154百万円）について、返済条件の変更によるご支援をいただきます。具体的には、対象債権者たる取引金融機関の債権（以下「対象債権」という。）のうち、当社の担保対象不動産によって保全されているもの（保全債権）については、令和8年12月末日までの返済条件の変更を受け、担保対象資産等の評価額（総額847百万円）について、担保権者かつ対象債権者たる取引金融機関に対し、当社の将来の事業収益を弁済原資として、事業再生ADR手続成立後7年間で分割弁済を行います。

ロ. 債務の免除

対象債権者たる取引金融機関より、既存借入金債務の一部について、免除によるご支援をいただきます。具体的には、対象債権のうち非保全債権（総額200百万円）については、スポンサーからの第三者割当増資にかかる払込金の一部を弁済原資として、令和2年4月に一括弁済を実施し、同時に、その余（総額1,107百万円）については対象債権者たる取引金融機関より債務免除による支援を受ける予定です。

ただし、上記①ロ、②ロの一部（Novocare社との業務提携）及び③は、①イ記載の資金調達（第三者割当による新株式の引受け）を前提条件としているところ、本事業報告の承認日（令和2年3月30日）現在、当該第三者割当増資の実行の前提となる有価証券届出書等の効力は生じておらず、仮に、払込期間の末日である令和2年4月28日までにその効力が生じなかつた場合には、当該第三者割当増資は実行されず、上記事業再生計画に基づく諸施策の実行は困難となり、事業の継続も困難となる可能性があります。

また、上記事業再生計画に基づき上記③ロの債務の免除を受けることに伴い、当社は、現在、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第604条の2第1項第3号（関連規則は第601条第1項第7号後段）及び同規程第605条第1項に定める再建計画等の審査中であり、上記事業再生計画を開示した日の翌日から起算して1か月間（令和2年3月31日～同年4月30日）の平均上場時価総額及び当該1か月間の最終日（令和2年4月30日）の上場時価総額のいずれもが5億円以上となったときは、上場が維持されますが、いずれかの条件を満たさなかつた場合には上場が廃止されることとなります。

以上のとおり、上記事業再生計画に基づく諸施策は実施途上であり、現時点で継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

(5) 主要な事業内容（令和元年12月31日現在）

当社はフラットパネルディスプレイ（FPD）用ガラス等の基板事業を主に営んでおります。

なお、従来ガラス基板事業としておりましたが、事業領域がガラス基板以外にも拡大しているため、基板事業に名称を変更しております。

また、産業用機械事業を営む株式会社倉元マシナリーの全株式を平成31年3月28日に譲渡し、産業用機械事業から撤退いたしました。

事業内容	主要製品
基板事業	FPD用ガラス基板等

(6) 主要な営業所及び工場（令和元年12月31日現在）

種別	所在地
本社	宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1
東京オフィス	東京都千代田区鍛冶町1丁目10番4号 丸石ビルディング4F
若柳工場	宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1
花泉工場	岩手県一関市花泉町油島字内別当19番地の1

(7) 使用人の状況（令和元年12月31日現在）

使用人數	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
113(23)名	△12(13)名	46.3歳	24.4年

(注) 使用人數は就業員数であり、臨時雇用者数を()外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（令和元年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井UFJ銀行	647百万円
株式会社みずほ銀行	473
株式会社七十七銀行	350
株式会社百五銀行	316
株式会社商工組合中央金庫	277

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

訴訟の和解の件

当社は、平成29年11月15日に、当社旧桃生工場の不動産に関する売却契約を締結し、同月29日に引渡を完了しましたが、平成31年2月13日、売却先である有限会社うしちゃんファームより、売買目的物に瑕疵があったこと、契約段階での当社の説明に義務違反があったことなどを理由に、登記手続費用、固定資産税、不動産取得税等の支払いを求めて提起され訴訟が継続しておりました。

当社は、仙台地方裁判所からの和解勧告を受け、協議の結果、訴訟継続による経営への影響や費用負担などを総合的に勘案して和解に応じることとし、令和元年12月26日付で和解が成立いたしました。

上記和解に伴い、当事業年度において、和解金20,029千円を特別損失として計上しております。

2. 株式に関する事項

株式の状況（令和元年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 33,700,000株
- ② 発行済株式の総数 16,142,290株（自己株式880株を除く）
- ③ 株主数 7,649名（前期末比 368名増）
- ④ 上位10名の株主

株 主 名	持株数	持株比率
鈴木 聰	1,308千株	8.1%
有限会社クラモトF&F	911	5.6
太田 光俊	500	3.1
株式会社七十七銀行	315	2.0
Monex Boom Securities (H.K.) Limited - Clients' Account	275	1.7
福田 泰二	168	1.0
叶 橘 薫	157	1.0
石井 信弘	153	1.0
嗣江 建栄	151	0.9
片桐 将晴	132	0.8

(注) 持株比率は自己株式(880株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（令和元年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 聰	
取締役	関根 紀幸	経営管理部長
取締役	佐藤 昭則	製造部長
取締役	千葉 和彦	営業部長
監査役（常勤）	菅原 信次	
監査役	筒井 俊明	税理士法人さくらパートナーズ代表社員
監査役	岩本 征夫	

- (注) 1. 監査役の筒井俊明及び岩本征夫の両氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
2. 監査役筒井俊明氏は税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
3. 監査役岩本征夫氏は銀行出身者として財務面等に関する相当程度の知見を有しています。
4. 当社は、監査役筒井俊明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取（うち社外取締役）	4名 (-)	33百万円 (-)
監（うち社外監査役）	3 (2)	7 (2)
合（うち社外役員）	7 (2)	41 (2)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役及び監査役の報酬限度額については、平成7年3月30日開催の第20回定期株主総会において、取締役の報酬限度額を年額300百万円以内、監査役の報酬限度額を年額50百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

- i 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・監査役筒井俊明氏は、税理士法人さくらパートナーズ代表社員であります。当社と同法人との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役岩本征夫氏は、他の法人等の重要な兼職はありません。
- ii 当事業年度における主な活動状況

	主　な　活　動　状　況
筒　井　俊　明	当事業年度開催の取締役会21回（臨時取締役会9回を含む）のうち6回に出席、同監査役会13回（臨時監査役会2回を含む）のうち6回に出席し、当社の業務執行者から独立した立場で税理士という専門的見地により意見を表明しております。
岩　本　征　夫	当事業年度開催の取締役会21回（臨時取締役会9回を含む）のうち13回に出席、同監査役会13回（臨時監査役会2回を含む）のうち13回に出席し、当社の業務執行者から独立した立場で銀行出身者という幅広い視点と経験を基に意見を表明しております。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、迅速でタイムリーな意思決定を行うことを第一に考え、取締役会は少数の人員でお互いの牽制機能を有効に働かせながら運営してまいりました。しかしながら、当社におきましても近時の社外取締役選任の有効性に関する議論をふまえ、社外取締役候補者の選定を行っているところであります。選定にあたりましては、企業経営及び当社の現況への理解とともに、当社が属する業界に関する知見並びに客観的な視点での意見をいただくための当社経営者からの独立性を有することを要件としております。

なお、令和2年3月30日開催の第45回定時株主総会において吳征瑜氏が社外取締役として選任されましたが、選任の効力は、第三者割当増資の払込がなされた日に生じるものとなっております。

5. 会計監査人に関する事項

- ① 名称 駿河法務アドバイザリーズ
② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上段の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の監査の品質等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）整備に対する基本方針

当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制）を次のとおり整備することを決議いたしました。

また、平成21年2月19日には全面的に見直しを行い修正したほか、反社会的勢力の排除につき追記しております。

【内部統制の基本方針】

当社は、「経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、企業価値の継続的な向上と社会から信頼されること」を内部統制の基本方針としております。

このため、経営環境の変化に迅速且つ適切に対応するとともに、企業倫理と法令遵守の徹底及び適切な情報開示を行う内部統制の体制を以下のとおり整備し、株主をはじめとする全てのステークホルダーからの信頼確保に努めます。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「企業理念」の浸透・徹底により社会的責任とコンプライアンス意識の向上を図るとともに意思決定及び業務執行に係る諸規程を定め、職務の権限と責任及び指示命令系統を明確にし、適正且つ効率的な業務運営を行う体制を確保します。この中でコンプライアンス委員会を設置しコンプライアンス上の重要な問題の審議を行うほか、ディスクローズ委員会とＩＲ担当部署を設置し適切な情報の適時開示を推進します。

また、業務執行の適切性や資産の健全性の確保のため、業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し当社の内部監査及び内部統制のモニタリングを定期的に行い、代表取締役社長及び監査役に内部統制の適切性・有効性に関する報告を行います。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定又は取締役に対する報告に関しては、法令及び社内規程に基づき、適正にその保存・管理を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業活動の持続的発展を脅かすあらゆるリスクに対処するため、取締役会はリスク管理委員会を設置し、リスクマネジメントに関する方針及び施策を総合的に検討し、リスク管理委員会は取締役会等における経営判断に資する重要な判断材料を提供します。

また、事業部門及び各部門は各自関わるリスクの情報収集・評価・特定・対策等のリスク管理を行い、定期的にその管理状況を取締役会に報告します。

4. 取締役の職務の執行が効率的になされることを確保するための体制

取締役会は、経営方針及び重要な業務執行の意思決定並びに業務執行の監督を行います。

また、業務執行の有効性と経営の効率性を図る観点から経営環境の変化に迅速且つ的確に対応するため、代表取締役社長、取締役、監査役、事業責任者及び部門責任者等で構成される経営会議にて、速やかに取締役会付議事項の審議・決定及び業務のマネジメントを行います。

5. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用者として、内部監査部門に監査役付き社員を配置します。当該社員は監査役の指示に基づき職務を行うとともに、監査役会事務局の補助を行います。

なお、監査役付き社員の独立性を確保するため、当該社員の任命・人事異動・人事考課に関する事項は、常勤監査役の意見を尊重します。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告を行うための体制、その他の監査役への報告等に関する体制

監査役は、取締役会、経営会議及びその他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けます。監査役が取締役及び使用人に対して業務執行の報告を求めた場合又は当社の財産の状況を調査する場合は、取締役及び使用人は迅速且つ的確に対応します。

また、取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生或いは発生する恐れがある時、その他監査役会が報告すべきと定めた事項が生じた時は、遅滞なく監査役に報告します。加えて、違法又は不正な行為を発見した時には、直接或いは内部通報制度を通じて監査役に遅滞なく報告します。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長との定期的な会合を行うとともに、内部監査部門及び監査法人と定期的に情報交換を行うことにより監査の実効性を確保します。

また、業務執行において法的側面からの判断を必要とする場合は、適宜弁護士・監査法人から助言を受けて監査役の監査が実効的に行われることを確保します。

8. 反社会的勢力の排除

当社は、「企業理念」及び「内部統制の基本方針」にて社会に対する責任を明示し、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の排除に向け、それら勢力とは一切の関係を遮断することを基本的な考え方としております。

この基本的な考えに基づき、コンプライアンス遵守の諸規程の中で、反社会的勢力との関係拒否や当該勢力からの接触を通報するルール等を設け、総務部が警察や弁護士及び外部の専門機関等と連絡を取り、助言等を受けて対処する体制を整備しております。

9. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 原則として毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っております。
- (2) リスク管理規程に則り、取締役会や経営会議においてリスクの把握と対策を検討し、適切な対応に努めました。
- (3) 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、当事業年度の内部統制評価計画に基づき、内部統制評価を実施いたしました。
- (4) 当事業年度の内部監査方針に基づき、社長直轄の内部監査部が内部監査を実施いたしました。

(注) この事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

貸借対照表

(令和元年12月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	403,779	流動負債	2,059,107
現金及び預金	37,026	支払手形	42,448
受取手形	4,839	買掛金	538
電子記録債権	39,332	短期借入金	1,887,498
売掛金	169,232	未払金	99,564
商品及び製品	19,832	未払費用	7,656
仕掛品	14,090	未払法人税等	6,068
原材料及び貯蔵品	71,081	その他の	15,333
前払費用	10,780	固定負債	294,603
その他の	58,162	長期借入金	267,341
貸倒引当金	△20,600	退職給付引当金	11,016
固定資産	814,018	その他の	16,245
有形固定資産	786,875	負債合計	2,353,710
建物	279,554	純資産の部	
土地	507,321	株主資本	△1,133,776
投資その他の資産	27,142	資本金	80,000
投資有価証券	16,568	資本剰余金	158,755
その他の	32,407	その他資本剰余金	158,755
貸倒引当金	△21,833	利益剰余金	△1,372,120
資産合計	1,217,798	その他利益剰余金	△1,372,120
		繰越利益剰余金	△1,372,120
		自己株式	△411
		評価・換算差額等	△2,136
		その他有価証券評価差額金	△2,136
		純資産合計	△1,135,912
		負債・純資産合計	1,217,798

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成31年1月1日から)
(令和元年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,227,482
売 上 原 価	1,263,818
売 上 総 損 失	36,336
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	322,592
営 業 損 失	358,928
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	762
不 動 产 貸 貸 料	20,937
助 成 金 収 入	1,424
そ の 他	6,368
	29,492
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	62,594
支 払 手 数 料	40,079
そ の 他	3,458
	106,132
経 常 損 失	435,568
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	154
関 係 会 社 株 式 売 却 益	0
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	50,244
	50,399
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	663
減 損	668,963
投 資 有 価 証 券 清 算 損	401
和 解 金	20,029
	690,058
税 引 前 当 期 純 損 失	1,075,227
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,068
当 期 純 損 失	6,068
	1,081,295

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成31年1月1日から)
(令和元年12月31日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他の 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
平成31年1月1日残高	80,000	158,755	158,755	△290,825	△290,825	△411	△52,480
事業年度中の変動額							
当期純損失				△1,081,295	△1,081,295		△1,081,295
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△1,081,295	△1,081,295	—	△1,081,295
令和元年12月31日残高	80,000	158,755	158,755	△1,372,120	△1,372,120	△411	△1,133,776

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成31年1月1日残高	△2,949	△2,949	△55,430
事業年度中の変動額			
当期純損失			△1,081,295
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	813	813	813
事業年度中の変動額合計	813	813	△1,080,482
令和元年12月31日残高	△2,136	△2,136	△1,135,912

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主メモ

事 業 年 度	毎年1月1日から12月31日まで
期末配当金受領 株 主 確 定 日	12月31日
中間配当金受領 株 主 確 定 日	6月30日
定時株主総会	毎年3月
株主名簿管理人	
特別口座の口座 管 理 機 関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先(注)	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所	東京証券取引所
公 告 の 方 法	電子公告により行う 公告掲載URL http://www.kuramoto.co.jp/ (ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

(注) 株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関の事務拠点の移転に伴い平成29年8月14日付にて上記のとおり変更しております。

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。